

オレンジリボンキャンペーン

☆みんなで守ろう！子どもの笑顔☆

11月は「児童虐待防止推進月間」です



いちはやく知らせる勇気つなぐ声

「児童虐待」という言葉をニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に見えるかもしれませんが、虐待は皆さんの身近で起こっています。児童虐待は深刻な社会問題で、その相談件数は増加の一

途をたどっており、市への虐待相談も年々増加しています。市では「児童の生命及び安全の確保を最優先にする」ことを基本に、虐待の防止と早期発見・早期対応により、深刻化の防止に取り組んでいます。

相談から支援へ

虐待の疑いがある子どもを発見した方からの通告や、自分の行っていることは虐待ではないかと悩んでいる保護者などからも相談を受け付けています。通告や相談から家庭への「支援」が始まります。

地域との連携

家庭相談員や保健師が市内の保育園や幼稚園、学校、学童保育室、児童館などに出向き、虐待の防止と早期発見、早期対応に努めています。相談内容によっては民生委員、主任児童委員、学校、医療機関、児童相談所、警察、健康増進課などの関係機関で構成する「下野市要保護児童対策地域協議会」と連携し情報を共有しながら対応していきます。

市のPR活動

今年度は、児童虐待防止講演会として、8月23日に認定特定非営利活動法人 ウイメンズハウスとちぎ理事長 中村明美氏にご講演いただき、105名の市民の方の参加がありました。

11月は、オレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止推進月間）として、天平の芋

煮会、しもつけふくしフェスタのイベント会場で、啓発グッズの配布を行います。また、各庁舎にのぼり旗を設置し、全職員がオレンジリボンを着用し啓発に努めます。

児童虐待とは

- 身体的虐待  
殴る、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- 性的虐待  
子どもへの性的虐待、性的行為を見せるなど
- ネグレクト  
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなど
- 心理的虐待  
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

虐待に気づくきっかけは

- 子どもが：
  - ・家に帰りがたらない
  - ・衣服や家が極端に不衛生
  - ・服に隠れている場所や顔に傷やアザがある
- 親が：
  - ・親の怒鳴り声、叱りつける声などが聞こえる
  - ・家庭内で夫や恋人からの暴力（DV）がある

子育てへの支援  
～妊娠・出産から産後の育児へ～

育児への不安軽減

育児ストレスが児童虐待の大きな要因の一つとされていることから、健康増進課では母子健康手帳交付時にすべての妊婦から、育児への不安や支援者について聞き取り、必要に応じて保健師が妊婦訪問をしています。

特に出産前からの支援が必要と認められる妊婦については、関係機関と連携し、安心して出産に臨めるよう支援をしています。

こんにちは赤ちゃん訪問

出産後の育児不安や孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）で、支援が必要な家庭の把握に努めるほか、養育支援家庭訪問の利用を勧めるなど、育児ストレス軽減の手助けをしています。

子育ての相談

子育ての悩みなどがあれば、相談しましょう。

健康増進課

☎(32)8905

こども福祉課

☎(32)8903